改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の八）

［第五章～第九章　略］

附則

（添付書類）

第二十条の九　前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

［五～八　略］

［２・３　略］

（開設計画の認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［２・３　略］

（開設計画の認定書の交付）

第二十五条の五　法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（開設計画の認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

（特定高周波数無線局の開設の認定書の交付）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第七項の規定により特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をしたときは、落札者に対し、その旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（認定特定高周波数無線局開設者の氏名等の変更の届出等）

第二十五条の八の五　法第二十七条の二十の三第十一項の規定により同条第一項第一号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の四）

［第五章～第九章　同上］

附則

（添付書類）

第二十条の九　［同上］

［一～三　同上］

四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

［五～八　同上］

［２・３　同上］

（認定の申請）

第二十五条の四　［同上］

［２・３　同上］

（認定書の交付）

第二十五条の五　［同上］

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　［同上］

（届出を要しない申請書の記載内容の変更）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名

二　第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

［新設］